

<別紙1>

山南クリニック（まりデイケア山南）ご案内

重要事項説明書

（令和6年6月1日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 山南クリニック（まりデイケア山南）
- ・開設年月日 平成25年5月1日
- ・所在地 広島県福山市沼隈町大字中山南1387番地
- ・電話番号 084-988-1762
- ・ファックス番号 084-988-1765
- ・管理者名 石川 澄
- ・介護保険指定番号 3411515715

（2）施設の職員体制

	常 勤	非常勤	備 考
・医 師	1名		兼務
・看護職員	1名		
・管理栄養士		1名	
・介護職員	5名	5名	
・理学療法士	4名		
・作業療法士	2名		
・支援相談員		1名	
・事務職員	1名		

（3）通所定員 65名

2. サービス内容 ※祝日も行っております

- ① 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事 昼食
- ③ 入浴
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 行政手続代行
- ⑨ その他

＊ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

- ・名 称 社会医療法人 社団 沼南会 沼隈病院
- ・住 所 広島県福山市沼隈町大字中山南469番地3

協力歯科医療機関

- ・名 称 黒瀬デンタルクリニック
- ・住 所 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には登録している連絡先にご連絡致します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・・・ 事業所内の飲酒は禁止しております。
- ・喫煙・・・ 敷地内の喫煙は禁止しております。
- ・設備・備品の利用・・・ 設備についてはご自由にご利用できます。
備品については、職員に相談のうえご利用下さい。
- ・所持品・備品等の持ち込み・・・ ご自身で管理をお願いします。
- ・ペットの持ち込み・・・ 衛生管理上、ペットの持ち込みは禁止しております。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

相談・要望又は苦情等に対応する窓口は以下のように設置させていただいております。
お気軽にご相談ください。

(電話 084-988-1762 担当者：野田 芳史)

お問い合わせ時間： 月～土曜日の午前9時から午後6時

8. 事故発生時

事故発生時は、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を行う。

事故発生時、事業所医師により対応し、必要であれば、沼隈病院等、他の専門的機関に転送する。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護福祉士 野田芳史
-------------	------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 衛生管理等

(1) 介護予防通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。